

愛知県中小企業団体中央会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請

日頃から労働行政の推進に格別のご配慮を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたものの、景気は依然として厳しい状況にあります。

愛知県の雇用情勢については、令和2年7月の有効求人数は微増、有効求職者数は増加したことで、有効求人倍率は1.07倍となり15か月連続で低下となりました。また、新規求人については、ほぼ全ての産業で前年同月に比べ減少しており、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響に、より一層注意する必要がある状況です。

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等については、5月26日に経済団体等に対する厚生労働大臣の要請がされました。愛知局では大臣要請に併せて派遣元事業所に対し、訪問や電話等による要請を行ったところですが、今後9月末に労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える派遣労働者が増加するものと考えており、派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の協力が不可欠と考えております。

こうした状況を踏まえ、新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等の徹底について、厚生労働大臣から経済団体及び派遣事業団体に対し、8月28日付で、別紙のとおり、改めて要請がされました。

当該要請にもあるとおり、派遣労働者の雇用を維持するため、貴団体におかれましても、改めて下記の事項について会員企業への周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

愛知労働局長

伊藤正史

令和 2 年 8 月 28 日

全国中小企業団体中央会会長 殿

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等に関する要請の徹底について

日頃より、厚生労働行政の推進に格別の御配意を賜り、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が解除されたものの、景気は依然として厳しい状況にあります。足下の雇用情勢については、求人が求職を上回って推移しているものの、求人が引き続き減少しており、求職者の増加もあいまって厳しさがみられ、新型コロナウイルス感染症が雇用に与える影響により一層注意する必要がある状況です。

新型コロナウイルス感染症に係る派遣労働者の雇用維持等については、5月26日に要請を行い、労働者派遣事業者団体からは、7月以降も、派遣契約の継続や新たな派遣先の確保により、基本的には一定の雇用契約の維持ができているとの報告をいただいているところ、貴団体のこの間のご尽力には感謝しております。一方、派遣労働者の雇止め等が生じているとの報告も受けており、また、今後9月末に労働者派遣契約や労働契約の更新の時期を迎える方が多くなるものと考えられるため、派遣労働者の雇用を維持するためには、派遣労働者を受け入れている派遣先企業の御協力が不可欠な状況になっていると認識しております。

派遣労働者の雇用の維持を図るため、貴団体におかれては、下記の事項について、積極的な御対応をいただくよう、会員企業への改めての周知及び働きかけをお願い申し上げます。

記

- 一 派遣労働者を受け入れている派遣先企業におかれては、労働者派遣契約の解除や不更新は派遣労働者の方の雇用の不安定に直結することを御認識いただき、安易な契約の解除をお控えいただくとともに、企業活動の回復に当たって、派遣労働者の能力を最大限に活用するという観点に立って、可能な限り労働者派遣契約の更新等を図ること
- 二 やむを得ず労働者派遣契約の解除や不更新を行う場合においても、「派遣先が講ずべき措置に関する指針」（平成11年労働省告示第138号）の趣旨を踏まえつつ、関連会社における就業も含め、派遣元とも協力しつつ派遣労働者の新たな就業機会の確保を図ること
- 三 派遣労働者の生活の激変を緩和し求職活動への支障が生じないように、社員寮等に入居している労働者については離職した場合も引き続き一定期間の入居について、できる限りの配慮を行うこと

厚生労働大臣

加藤勝信